

別紙 3

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表		別表	
1～3 (略)		1～3 (略)	
4 3の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院（医科点数表区分番号A104に掲げる特定機能病院入院基本料に係る届出を行った病院に限る。以下「4に規定する病院」という。）であって、医科点数表第1章第2部第3節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。		4 3の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院（医科点数表区分番号A104に掲げる特定機能病院入院基本料に係る届出を行った病院に限る。以下「4に規定する病院」という。）であって、医科点数表第1章第2部第3節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。	
区分番号A	救命救急入院料	区分番号A	救命救急入院料
300に掲げる救命救急入院料	救命救急入院料1 (3日以内の期間) <u>8,129点</u> (4日以上7日以内の期間) <u>7,156点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>5,803点</u>	300に掲げる救命救急入院料	救命救急入院料1 (3日以内の期間) <u>7,825点</u> (4日以上7日以内の期間) <u>6,885点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>5,579点</u>
	救命救急入院料2 (3日以内の期間) <u>9,708点</u> (4日以上7日以内の期間) <u>8,592点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>7,277点</u>		救命救急入院料2 (3日以内の期間) <u>9,349点</u> (4日以上7日以内の期間) <u>8,272点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>7,002点</u>
	救命救急入院料3		救命救急入院料3
	イ 救命救急入院料 (3日以内の期間) <u>8,129点</u> (4日以上7日以内の期間) <u>7,156点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>5,803点</u>		イ 救命救急入院料 (3日以内の期間) <u>7,825点</u> (4日以上7日以内の期間) <u>6,885点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>5,579点</u>
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料

	(3日以内の期間)	<u>8,129点</u>
	(4日以上7日以内の期間)	<u>7,156点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>6,224点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>6,729点</u>
	(31日以上60日以内の期間)	<u>6,936点</u>
	救命救急入院料 4	
	イ 救命救急入院料	
	(3日以内の期間)	<u>9,708点</u>
	(4日以上7日以内の期間)	<u>8,592点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>7,277点</u>
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(3日以内の期間)	<u>9,708点</u>
	(4日以上7日以内の期間)	<u>8,592点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>7,277点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>6,729点</u>
	(31日以上60日以内の期間)	<u>6,936点</u>
	注1～5 (略)	
	(削る)	
区分番号A	特定集中治療室管理料	

	(3日以内の期間)	<u>7,825点</u>
	(4日以上7日以内の期間)	<u>6,885点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>5,986点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>6,491点</u>
	(31日以上60日以内の期間)	<u>6,698点</u>
	救命救急入院料 4	
	イ 救命救急入院料	
	(3日以内の期間)	<u>9,349点</u>
	(4日以上7日以内の期間)	<u>8,272点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>7,002点</u>
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(3日以内の期間)	<u>9,349点</u>
	(4日以上7日以内の期間)	<u>8,272点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>7,002点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>6,491点</u>
	(31日以上60日以内の期間)	<u>6,698点</u>
	注1～5 (略)	
	<u>6 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第68号）による改正前の厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表（以下「旧別表」という。）4の区分番号A300に掲げる救命救急入院料の欄中注2及び注3の規定については、平成30年3月31日においてこれらの規定に基づく届出を行っている病院については、平成31年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。</u>	
区分番号A	特定集中治療室管理料	

301に掲げる特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 1	
	(7日以内の期間)	<u>12,117点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>10,539点</u>
	特定集中治療室管理料 2	
	イ 特定集中治療室管理料	
	(7日以内の期間)	<u>12,117点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>10,539点</u>
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(7日以内の期間)	<u>12,117点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>10,739点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>11,244点</u>
	(31日以上60日以内の期間)	<u>11,451点</u>
	特定集中治療室管理料 3	
	(7日以内の期間)	<u>7,603点</u>
(8日以上14日以内の期間)	<u>6,024点</u>	
特定集中治療室管理料 4		
イ 特定集中治療室管理料		
(7日以内の期間)	<u>7,603点</u>	
(8日以上14日以内の期間)	<u>6,024点</u>	
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(7日以内の期間)	<u>7,603点</u>	
(8日以上14日以内の期間)	<u>6,224点</u>	
(15日以上30日以内の期間)	<u>6,729点</u>	
(31日以上60日以内の期間)	<u>6,936点</u>	
注	(略)	
区分番号A 301-2	ハイケアユニット入院医療管理料 ハイケアユニット入院医療管理料 1	

301に掲げる特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 1	
	(7日以内の期間)	<u>11,606点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>10,082点</u>
	特定集中治療室管理料 2	
	イ 特定集中治療室管理料	
	(7日以内の期間)	<u>11,606点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>10,082点</u>
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(7日以内の期間)	<u>11,606点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>10,275点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>10,780点</u>
	(31日以上60日以内の期間)	<u>10,987点</u>
	特定集中治療室管理料 3	
	(7日以内の期間)	<u>7,317点</u>
(8日以上14日以内の期間)	<u>5,793点</u>	
特定集中治療室管理料 4		
イ 特定集中治療室管理料		
(7日以内の期間)	<u>7,317点</u>	
(8日以上14日以内の期間)	<u>5,793点</u>	
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(7日以内の期間)	<u>7,317点</u>	
(8日以上14日以内の期間)	<u>5,986点</u>	
(15日以上30日以内の期間)	<u>6,491点</u>	
(31日以上60日以内の期間)	<u>6,698点</u>	
注	(略)	
区分番号A 301-2	ハイケアユニット入院医療管理料 ハイケアユニット入院医療管理料 1	

に掲げるハイケアユニット入院医療管理料	(14日以内の期間)	<u>4,761点</u>
	(15日以上21日以内の期間)	<u>5,266点</u>
ハイケアユニット入院医療管理料2	(14日以内の期間)	<u>2,130点</u>
	(15日以上21日以内の期間)	<u>2,635点</u>
区分番号A 301-3 に掲げる脳卒中ケアユニット入院医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料 (14日以内の期間)	<u>3,919点</u>
区分番号A 301-4 に掲げる小児特定集中治療室管理料	小児特定集中治療室管理料 (7日以内の期間)	<u>14,223点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>12,117点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>12,622点</u>
	(31日以上35日以内の期間)	<u>12,829点</u>
区分番号A 302に掲げる新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料1 (14日以内の期間)	<u>8,445点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>8,950点</u>
	(31日以上90日以内の期間)	<u>9,157点</u>
	新生児特定集中治療室管理料2 (14日以内の期間)	<u>6,340点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>6,845点</u>
	(31日以上90日以内の期間)	<u>7,052点</u>
区分番号A 303に掲げる総合周産期特定集中治療室管	総合周産期特定集中治療室管理料 母体・胎児集中治療室管理料 (14日以内の期間)	<u>5,287点</u>
	新生児集中治療室管理料 (14日以内の期間)	<u>8,445点</u>

に掲げるハイケアユニット入院医療管理料	(14日以内の期間)	<u>4,540点</u>
	(15日以上21日以内の期間)	<u>5,045点</u>
ハイケアユニット入院医療管理料2	(14日以内の期間)	<u>2,040点</u>
	(15日以上21日以内の期間)	<u>2,545点</u>
区分番号A 301-3 に掲げる脳卒中ケアユニット入院医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料 (14日以内の期間)	<u>3,760点</u>
区分番号A 301-4 に掲げる小児特定集中治療室管理料	小児特定集中治療室管理料 (7日以内の期間)	<u>13,708点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>11,676点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>12,181点</u>
	(31日以上35日以内の期間)	<u>12,388点</u>
区分番号A 302に掲げる新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料1 (14日以内の期間)	<u>8,130点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>8,635点</u>
	(31日以上90日以内の期間)	<u>8,842点</u>
	新生児特定集中治療室管理料2 (14日以内の期間)	<u>6,065点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>6,570点</u>
	(31日以上90日以内の期間)	<u>6,777点</u>
区分番号A 303に掲げる総合周産期特定集中治療室管	総合周産期特定集中治療室管理料 母体・胎児集中治療室管理料 (14日以内の期間)	<u>5,081点</u>
	新生児集中治療室管理料 (14日以内の期間)	<u>8,130点</u>

理料	(15日以上30日以内の期間)	<u>8,950点</u>
	(31日以上90日以内の期間)	<u>9,157点</u>
区分番号A 303-2	新生児治療回復室入院医療管理料	
	(14日以内の期間)	<u>3,603点</u>
に掲げる新 生児治療回 復室入院医 療管理料	(15日以上30日以内の期間)	<u>4,108点</u>
	(31日以上120日以内の期間)	<u>4,315点</u>
区分番号A 305に掲 げる一類感 染症患者入 院医療管理 料	一類感染症患者入院医療管理料	
	(14日以内の期間)	<u>7,277点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>6,519点</u>
	(31日以上120日以内の期間)	<u>6,726点</u>
区分番号A 307に掲 げる小児入 院医療管理 料	小児入院医療管理料	
	小児入院医療管理料1	
	(14日以内の期間)	<u>2,656点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>3,161点</u>
	(31日以上120日以内の期間)	<u>3,368点</u>
	小児入院医療管理料2	
	(14日以内の期間)	<u>2,130点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>2,635点</u>
	(31日以上120日以内の期間)	<u>2,842点</u>
	小児入院医療管理料3	
	(14日以内の期間)	<u>1,709点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>2,214点</u>
	(31日以上120日以内の期間)	<u>2,421点</u>
	小児入院医療管理料4	
	(14日以内の期間)	<u>1,077点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>1,582点</u>
	(31日以上120日以内の期間)	<u>1,789点</u>

理料	(15日以上30日以内の期間)	<u>8,635点</u>
	(31日以上90日以内の期間)	<u>8,842点</u>
区分番号A 303-2	新生児治療回復室入院医療管理料	
	(14日以内の期間)	<u>3,455点</u>
に掲げる新 生児治療回 復室入院医 療管理料	(15日以上30日以内の期間)	<u>3,960点</u>
	(31日以上120日以内の期間)	<u>4,167点</u>
区分番号A 305に掲 げる一類感 染症患者入 院医療管理 料	一類感染症患者入院医療管理料	
	(14日以内の期間)	<u>7,002点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>6,287点</u>
	(31日以上120日以内の期間)	<u>6,494点</u>
区分番号A 307に掲 げる小児入 院医療管理 料	小児入院医療管理料	
	小児入院医療管理料1	
	(14日以内の期間)	<u>2,540点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>3,045点</u>
	(31日以上120日以内の期間)	<u>3,252点</u>
	小児入院医療管理料2	
	(14日以内の期間)	<u>2,032点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>2,537点</u>
	(31日以上120日以内の期間)	<u>2,744点</u>
	小児入院医療管理料3	
	(14日以内の期間)	<u>1,626点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>2,131点</u>
	(31日以上120日以内の期間)	<u>2,338点</u>
	小児入院医療管理料4	
	(14日以内の期間)	<u>1,016点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>1,521点</u>
	(31日以上120日以内の期間)	<u>1,728点</u>

小児入院医療管理料 5	
(14日以内の期間)	<u>112点</u>
(15日以上30日以内の期間)	<u>617点</u>
(31日以上)の期間)	<u>824点</u>
注 1～3 (略)	

小児入院医療管理料 5	
(14日以内の期間)	<u>101点</u>
(15日以上30日以内の期間)	<u>606点</u>
(31日以上)の期間)	<u>813点</u>
注 1～3 (略)	

5 3の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院（医科点数表第1章第2部第1節入院基本料区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料に係る届出を行った病院に限る。以下「5に規定する病院」という。）であって、医科点数表第1章第2部第3節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。

5 3の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院（医科点数表第1章第2部第1節入院基本料区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料に係る届出を行った病院に限る。以下「5に規定する病院」という。）であって、医科点数表第1章第2部第3節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。

区分番号A	救命救急入院料	
300に掲げる救命救急入院料	救命救急入院料 1	
	(3日以内の期間)	<u>8,329点</u>
	(4日以上7日以内の期間)	<u>7,356点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>6,003点</u>
	救命救急入院料 2	
	(3日以内の期間)	<u>9,908点</u>
	(4日以上7日以内の期間)	<u>8,792点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>7,477点</u>
	救命救急入院料 3	
イ 救命救急入院料		
(3日以内の期間)	<u>8,329点</u>	
(4日以上7日以内の期間)	<u>7,356点</u>	
(8日以上14日以内の期間)	<u>6,003点</u>	
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(3日以内の期間)	<u>8,329点</u>	

区分番号A	救命救急入院料	
300に掲げる救命救急入院料	救命救急入院料 1	
	(3日以内の期間)	<u>8,025点</u>
	(4日以上7日以内の期間)	<u>7,085点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>5,779点</u>
	救命救急入院料 2	
	(3日以内の期間)	<u>9,549点</u>
	(4日以上7日以内の期間)	<u>8,472点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>7,202点</u>
	救命救急入院料 3	
イ 救命救急入院料		
(3日以内の期間)	<u>8,025点</u>	
(4日以上7日以内の期間)	<u>7,085点</u>	
(8日以上14日以内の期間)	<u>5,779点</u>	
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(3日以内の期間)	<u>8,025点</u>	

	(4日以上7日以内の期間)	<u>7,356点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>6,424点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>6,729点</u>
	(31日以上60日以内の期間)	<u>6,936点</u>
	救命救急入院料 4	
	イ 救命救急入院料	
	(3日以内の期間)	<u>9,908点</u>
	(4日以上7日以内の期間)	<u>8,792点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>7,477点</u>
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(3日以内の期間)	<u>9,908点</u>
	(4日以上7日以内の期間)	<u>8,792点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>7,477点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>6,729点</u>
	(31日以上60日以内の期間)	<u>6,936点</u>
	注1 ~ 6 (略)	
区分番号A 301に掲げる特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料	
	特定集中治療室管理料 1	
	(7日以内の期間)	<u>12,317点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>10,739点</u>
	特定集中治療室管理料 2	
	イ 特定集中治療室管理料	
	(7日以内の期間)	<u>12,317点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>10,739点</u>
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(7日以内の期間)	<u>12,317点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>10,939点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>11,244点</u>
	(31日以上60日以内の期間)	<u>11,451点</u>
	特定集中治療室管理料 3	
	(7日以内の期間)	<u>7,803点</u>

	(4日以上7日以内の期間)	<u>7,085点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>6,186点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>6,491点</u>
	(31日以上60日以内の期間)	<u>6,698点</u>
	救命救急入院料 4	
	イ 救命救急入院料	
	(3日以内の期間)	<u>9,549点</u>
	(4日以上7日以内の期間)	<u>8,472点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>7,202点</u>
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(3日以内の期間)	<u>9,549点</u>
	(4日以上7日以内の期間)	<u>8,472点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>7,202点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>6,491点</u>
	(31日以上60日以内の期間)	<u>6,698点</u>
	注1 ~ 6 (略)	
区分番号A 301に掲げる特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料	
	特定集中治療室管理料 1	
	(7日以内の期間)	<u>11,806点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>10,282点</u>
	特定集中治療室管理料 2	
	イ 特定集中治療室管理料	
	(7日以内の期間)	<u>11,806点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>10,282点</u>
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(7日以内の期間)	<u>11,806点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>10,475点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>10,780点</u>
	(31日以上60日以内の期間)	<u>10,987点</u>
	特定集中治療室管理料 3	
	(7日以内の期間)	<u>7,517点</u>

	(8日以上14日以内の期間) <u>6,224点</u> 特定集中治療室管理料4 イ 特定集中治療室管理料 (7日以内の期間) <u>7,803点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>6,224点</u> ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料 (7日以内の期間) <u>7,803点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>6,424点</u> (15日以上30日以内の期間) <u>6,729点</u> (31日以上60日以内の期間) <u>6,936点</u> 注 (略)
区分番号A 301-2 に掲げるハ イケアユニ ット入院医 療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 ハイケアユニット入院医療管理料1 (14日以内の期間) <u>4,961点</u> (15日以上21日以内の期間) <u>5,266点</u> ハイケアユニット入院医療管理料2 (14日以内の期間) <u>2,330点</u> (15日以上21日以内の期間) <u>2,635点</u>
区分番号A 301-3 に掲げる脳 卒中ケアユ ニット入院 医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料 (14日以内の期間) <u>4,119点</u>
区分番号A 301-4 に掲げる小 児特定集中 治療室管 理料	小児特定集中治療室管理料 (7日以内の期間) <u>14,423点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>12,317点</u> (15日以上30日以内の期間) <u>12,622点</u> (31日以上35日以内の期間) <u>12,829点</u>
区分番号A	新生児特定集中治療室管理料

	(8日以上14日以内の期間) <u>5,993点</u> 特定集中治療室管理料4 イ 特定集中治療室管理料 (7日以内の期間) <u>7,517点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>5,993点</u> ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料 (7日以内の期間) <u>7,517点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>6,186点</u> (15日以上30日以内の期間) <u>6,491点</u> (31日以上60日以内の期間) <u>6,698点</u> 注 (略)
区分番号A 301-2 に掲げるハ イケアユニ ット入院医 療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 ハイケアユニット入院医療管理料1 (14日以内の期間) <u>4,740点</u> (15日以上21日以内の期間) <u>5,045点</u> ハイケアユニット入院医療管理料2 (14日以内の期間) <u>2,240点</u> (15日以上21日以内の期間) <u>2,545点</u>
区分番号A 301-3 に掲げる脳 卒中ケアユ ニット入院 医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料 (14日以内の期間) <u>3,960点</u>
区分番号A 301-4 に掲げる小 児特定集中 治療室管 理料	小児特定集中治療室管理料 (7日以内の期間) <u>13,908点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>11,876点</u> (15日以上30日以内の期間) <u>12,181点</u> (31日以上35日以内の期間) <u>12,388点</u>
区分番号A	新生児特定集中治療室管理料

302に掲げる新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料 1 (14日以内の期間)	<u>8,645点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>8,950点</u>
	(31日以上90日以内の期間)	<u>9,157点</u>
	新生児特定集中治療室管理料 2 (14日以内の期間)	<u>6,540点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>6,845点</u>
	(31日以上90日以内の期間)	<u>7,052点</u>
区分番号A 303に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料	総合周産期特定集中治療室管理料 母体・胎児集中治療室管理料 (14日以内の期間)	<u>5,487点</u>
	新生児集中治療室管理料 (14日以内の期間)	<u>8,645点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>8,950点</u>
	(31日以上90日以内の期間)	<u>9,157点</u>
区分番号A 303-2 に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料	新生児治療回復室入院医療管理料 (14日以内の期間)	<u>3,803点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>4,108点</u>
	(31日以上120日以内の期間)	<u>4,315点</u>
区分番号A 305に掲げる一類感染症患者入院医療管理料	一類感染症患者入院医療管理料 (14日以内の期間)	<u>7,477点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>6,519点</u>
	(31日以上90日以内の期間)	<u>6,726点</u>
区分番号A 307に掲げる小児入院医療管理料	小児入院医療管理料 小児入院医療管理料 1 (14日以内の期間)	<u>2,856点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>3,161点</u>

302に掲げる新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料 1 (14日以内の期間)	<u>8,330点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>8,635点</u>
	(31日以上90日以内の期間)	<u>8,842点</u>
	新生児特定集中治療室管理料 2 (14日以内の期間)	<u>6,265点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>6,570点</u>
	(31日以上90日以内の期間)	<u>6,777点</u>
区分番号A 303に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料	総合周産期特定集中治療室管理料 母体・胎児集中治療室管理料 (14日以内の期間)	<u>5,281点</u>
	新生児集中治療室管理料 (14日以内の期間)	<u>8,330点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>8,635点</u>
	(31日以上90日以内の期間)	<u>8,842点</u>
区分番号A 303-2 に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料	新生児治療回復室入院医療管理料 (14日以内の期間)	<u>3,655点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>3,960点</u>
	(31日以上120日以内の期間)	<u>4,167点</u>
区分番号A 305に掲げる一類感染症患者入院医療管理料	一類感染症患者入院医療管理料 (14日以内の期間)	<u>7,202点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>6,287点</u>
	(31日以上90日以内の期間)	<u>6,494点</u>
区分番号A 307に掲げる小児入院医療管理料	小児入院医療管理料 小児入院医療管理料 1 (14日以内の期間)	<u>2,740点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>3,045点</u>

料	(31日以上の期間)	<u>3,368点</u>
小児入院医療管理料 2	(14日以内の期間)	<u>2,330点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>2,635点</u>
	(31日以上の期間)	<u>2,842点</u>
小児入院医療管理料 3	(14日以内の期間)	<u>1,909点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>2,214点</u>
	(31日以上の期間)	<u>2,421点</u>
小児入院医療管理料 4	(14日以内の期間)	<u>1,277点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>1,582点</u>
	(31日以上の期間)	<u>1,789点</u>
小児入院医療管理料 5	(14日以内の期間)	<u>312点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>617点</u>
	(31日以上の期間)	<u>824点</u>
	注 1～3 (略)	

6 3の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院（4に規定する病院及び5に規定する病院を除く。以下「6に規定する病院」という。）であって、医科点数表第1章第2部第3節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。

区分番号 A	救命救急入院料	
300に掲げる救命救急入院料	救命救急入院料 1	
	(3日以内の期間)	<u>8,391点</u>
	(4日以上7日以内の期間)	<u>7,418点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>6,065点</u>

料	(31日以上の期間)	<u>3,252点</u>
小児入院医療管理料 2	(14日以内の期間)	<u>2,232点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>2,537点</u>
	(31日以上の期間)	<u>2,744点</u>
小児入院医療管理料 3	(14日以内の期間)	<u>1,826点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>2,131点</u>
	(31日以上の期間)	<u>2,338点</u>
小児入院医療管理料 4	(14日以内の期間)	<u>1,216点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>1,521点</u>
	(31日以上の期間)	<u>1,728点</u>
小児入院医療管理料 5	(14日以内の期間)	<u>301点</u>
	(15日以上30日以内の期間)	<u>606点</u>
	(31日以上の期間)	<u>813点</u>
	注 1～3 (略)	

6 3の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院（4に規定する病院及び5に規定する病院を除く。以下「6に規定する病院」という。）であって、医科点数表第1章第2部第3節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。

区分番号 A	救命救急入院料	
300に掲げる救命救急入院料	救命救急入院料 1	
	(3日以内の期間)	<u>8,087点</u>
	(4日以上7日以内の期間)	<u>7,147点</u>
	(8日以上14日以内の期間)	<u>5,841点</u>

救命救急入院料 2	
（3日以内の期間）	<u>9,970点</u>
（4日以上7日以内の期間）	<u>8,854点</u>
（8日以上14日以内の期間）	<u>7,539点</u>

救命救急入院料 3	
イ 救命救急入院料	
（3日以内の期間）	<u>8,391点</u>
（4日以上7日以内の期間）	<u>7,418点</u>
（8日以上14日以内の期間）	<u>6,065点</u>

ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
（3日以内の期間）	<u>8,391点</u>
（4日以上7日以内の期間）	<u>7,418点</u>
（8日以上14日以内の期間）	<u>6,486点</u>
（15日以上30日以内の期間）	<u>6,744点</u>
（31日以上60日以内の期間）	<u>6,936点</u>

救命救急入院料 4	
イ 救命救急入院料	
（3日以内の期間）	<u>9,970点</u>
（4日以上7日以内の期間）	<u>8,854点</u>
（8日以上14日以内の期間）	<u>7,539点</u>

ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
（3日以内の期間）	<u>9,970点</u>
（4日以上7日以内の期間）	<u>8,854点</u>
（8日以上14日以内の期間）	<u>7,539点</u>
（15日以上30日以内の期間）	<u>6,744点</u>
（31日以上60日以内の期間）	<u>6,936点</u>

注1～5 （略）

（削る）

救命救急入院料 2	
（3日以内の期間）	<u>9,611点</u>
（4日以上7日以内の期間）	<u>8,534点</u>
（8日以上14日以内の期間）	<u>7,264点</u>

救命救急入院料 3	
イ 救命救急入院料	
（3日以内の期間）	<u>8,087点</u>
（4日以上7日以内の期間）	<u>7,147点</u>
（8日以上14日以内の期間）	<u>5,841点</u>

ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
（3日以内の期間）	<u>8,087点</u>
（4日以上7日以内の期間）	<u>7,147点</u>
（8日以上14日以内の期間）	<u>6,248点</u>
（15日以上30日以内の期間）	<u>6,506点</u>
（31日以上60日以内の期間）	<u>6,698点</u>

救命救急入院料 4	
イ 救命救急入院料	
（3日以内の期間）	<u>9,611点</u>
（4日以上7日以内の期間）	<u>8,534点</u>
（8日以上14日以内の期間）	<u>7,264点</u>

ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
（3日以内の期間）	<u>9,611点</u>
（4日以上7日以内の期間）	<u>8,534点</u>
（8日以上14日以内の期間）	<u>7,264点</u>
（15日以上30日以内の期間）	<u>6,506点</u>
（31日以上60日以内の期間）	<u>6,698点</u>

注1～5 （略）

6 旧別表6の区分番号A300に掲げる救命救急入院料の欄中注2及び注3の規定については、平成30年3月31日においてこれらの規定に基づく届出を

区分番号A 301に掲げる特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 特定集中治療室管理料1 (7日以内の期間) <u>12,379点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>10,801点</u> 特定集中治療室管理料2 イ 特定集中治療室管理料 (7日以内の期間) <u>12,379点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>10,801点</u> ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料 (7日以内の期間) <u>12,379点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>11,001点</u> (15日以上30日以内の期間) <u>11,259点</u> (31日以上60日以内の期間) <u>11,451点</u> 特定集中治療室管理料3 (7日以内の期間) <u>7,865点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>6,286点</u> 特定集中治療室管理料4 イ 特定集中治療室管理料 (7日以内の期間) <u>7,865点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>6,286点</u> ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料 (7日以内の期間) <u>7,865点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>6,486点</u> (15日以上30日以内の期間) <u>6,744点</u>
----------------------------	---

	<u>行っている病院については、平成31年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。</u>
区分番号A 301に掲げる特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 特定集中治療室管理料1 (7日以内の期間) <u>11,868点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>10,344点</u> 特定集中治療室管理料2 イ 特定集中治療室管理料 (7日以内の期間) <u>11,868点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>10,344点</u> ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料 (7日以内の期間) <u>11,868点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>10,537点</u> (15日以上30日以内の期間) <u>10,795点</u> (31日以上60日以内の期間) <u>10,987点</u> 特定集中治療室管理料3 (7日以内の期間) <u>7,579点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>6,055点</u> 特定集中治療室管理料4 イ 特定集中治療室管理料 (7日以内の期間) <u>7,579点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>6,055点</u> ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料 (7日以内の期間) <u>7,579点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>6,248点</u> (15日以上30日以内の期間) <u>6,506点</u>

	(31日以上60日以内の期間) 注 (略)	<u>6,936点</u>
区分番号A 301-2 に掲げるハイ ケアユニ ット入院医 療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 ハイケアユニット入院医療管理料1 (14日以内の期間) (15日以上21日以内の期間) ハイケアユニット入院医療管理料2 (14日以内の期間) (15日以上21日以内の期間)	<u>5,023点</u> <u>5,281点</u> <u>2,392点</u> <u>2,650点</u>
区分番号A 301-3 に掲げる脳 卒中ケアユ ニット入院 医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料 (14日以内の期間)	<u>4,181点</u>
区分番号A 301-4 に掲げる小 児特定集中 治療室管理 料	小児特定集中治療室管理料 (7日以内の期間) (8日以上14日以内の期間) (15日以上30日以内の期間) (31日以上35日以内の期間)	<u>14,485点</u> <u>12,379点</u> <u>12,637点</u> <u>12,829点</u>
区分番号A 302に掲 げる新生児 特定集中治 療室管理料	新生児特定集中治療室管理料 新生児特定集中治療室管理料1 (14日以内の期間) (15日以上30日以内の期間) (31日以上90日以内の期間) 新生児特定集中治療室管理料2 (14日以内の期間) (15日以上30日以内の期間) (31日以上90日以内の期間)	<u>8,707点</u> <u>8,965点</u> <u>9,157点</u> <u>6,602点</u> <u>6,860点</u> <u>7,052点</u>
区分番号A	総合周産期特定集中治療室管理料	

	(31日以上60日以内の期間) 注 (略)	<u>6,698点</u>
区分番号A 301-2 に掲げるハイ ケアユニ ット入院医 療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 ハイケアユニット入院医療管理料1 (14日以内の期間) (15日以上21日以内の期間) ハイケアユニット入院医療管理料2 (14日以内の期間) (15日以上21日以内の期間)	<u>4,802点</u> <u>5,060点</u> <u>2,302点</u> <u>2,560点</u>
区分番号A 301-3 に掲げる脳 卒中ケアユ ニット入院 医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料 (14日以内の期間)	<u>4,022点</u>
区分番号A 301-4 に掲げる小 児特定集中 治療室管理 料	小児特定集中治療室管理料 (7日以内の期間) (8日以上14日以内の期間) (15日以上30日以内の期間) (31日以上35日以内の期間)	<u>13,970点</u> <u>11,938点</u> <u>12,196点</u> <u>12,388点</u>
区分番号A 302に掲 げる新生児 特定集中治 療室管理料	新生児特定集中治療室管理料 新生児特定集中治療室管理料1 (14日以内の期間) (15日以上30日以内の期間) (31日以上90日以内の期間) 新生児特定集中治療室管理料2 (14日以内の期間) (15日以上30日以内の期間) (31日以上90日以内の期間)	<u>8,392点</u> <u>8,650点</u> <u>8,842点</u> <u>6,327点</u> <u>6,585点</u> <u>6,777点</u>
区分番号A	総合周産期特定集中治療室管理料	

303に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料	母体・胎児集中治療室管理料 (14日以内の期間) 5,549点 新生児集中治療室管理料 (14日以内の期間) 8,707点 (15日以上30日以内の期間) 8,965点 (31日以上90日以内の期間) 9,157点
区分番号A303-2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料	新生児治療回復室入院医療管理料 (14日以内の期間) 3,865点 (15日以上30日以内の期間) 4,123点 (31日以上120日以内の期間) 4,315点
区分番号A305に掲げる一類感染症患者入院医療管理料	一類感染症患者入院医療管理料 (14日以内の期間) 7,539点 (15日以上30日以内の期間) 6,534点 (31日以上) 6,726点
区分番号A307に掲げる小児入院医療管理料	小児入院医療管理料 小児入院医療管理料1 (14日以内の期間) 2,918点 (15日以上30日以内の期間) 3,176点 (31日以上) 3,368点 小児入院医療管理料2 (14日以内の期間) 2,392点 (15日以上30日以内の期間) 2,650点 (31日以上) 2,842点 小児入院医療管理料3 (14日以内の期間) 1,971点 (15日以上30日以内の期間) 2,229点 (31日以上) 2,421点

303に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料	母体・胎児集中治療室管理料 (14日以内の期間) 5,343点 新生児集中治療室管理料 (14日以内の期間) 8,392点 (15日以上30日以内の期間) 8,650点 (31日以上90日以内の期間) 8,842点
区分番号A303-2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料	新生児治療回復室入院医療管理料 (14日以内の期間) 3,717点 (15日以上30日以内の期間) 3,975点 (31日以上120日以内の期間) 4,167点
区分番号A305に掲げる一類感染症患者入院医療管理料	一類感染症患者入院医療管理料 (14日以内の期間) 7,264点 (15日以上30日以内の期間) 6,302点 (31日以上) 6,494点
区分番号A307に掲げる小児入院医療管理料	小児入院医療管理料 小児入院医療管理料1 (14日以内の期間) 2,802点 (15日以上30日以内の期間) 3,060点 (31日以上) 3,252点 小児入院医療管理料2 (14日以内の期間) 2,294点 (15日以上30日以内の期間) 2,552点 (31日以上) 2,744点 小児入院医療管理料3 (14日以内の期間) 1,888点 (15日以上30日以内の期間) 2,146点 (31日以上) 2,338点

小児入院医療管理料 4	
(14日以内の期間)	<u>1,339点</u>
(15日以上30日以内の期間)	<u>1,597点</u>
(31日以上)の期間)	<u>1,789点</u>
小児入院医療管理料 5	
(14日以内の期間)	<u>374点</u>
(15日以上30日以内の期間)	<u>632点</u>
(31日以上)の期間)	<u>824点</u>
注 1～3 (略)	

7 1の規定にかかわらず、4に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の五の(5)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の五の(6)に規定する患者に該当する者(4の表に掲げる点数を加算するものを除く。)の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

区分番号 A	7対1入院基本料	<u>137点</u>
104に掲げる特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)	10対1入院基本料	<u>115点</u>

8 1の規定にかかわらず、5に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の六の(5)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の六の(6)に規定する患者に該当する者(5の表に掲げる点数を加算するものを除く。)

小児入院医療管理料 4	
(14日以内の期間)	<u>1,278点</u>
(15日以上30日以内の期間)	<u>1,536点</u>
(31日以上)の期間)	<u>1,728点</u>
小児入院医療管理料 5	
(14日以内の期間)	<u>363点</u>
(15日以上30日以内の期間)	<u>621点</u>
(31日以上)の期間)	<u>813点</u>
注 1～3 (略)	

7 1の規定にかかわらず、4に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の五の(5)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の五の(6)に規定する患者に該当する者(4の表に掲げる点数を加算するものを除く。)の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

区分番号 A	7対1入院基本料	<u>128点</u>
104に掲げる特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)	10対1入院基本料	<u>107点</u>

8 1の規定にかかわらず、5に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の六の(5)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の六の(6)に規定する患者に該当する者(5の表に掲げる点数を加算するものを除く。)

) の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

区分番号A	7対1入院基本料	<u>133点</u>
105に掲げる専門病院入院基本料	10対1入院基本料	<u>112点</u>
	13対1入院基本料	<u>94点</u>

9 1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の二の(6)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の二の(7)に規定する患者に該当する者(6の表に掲げる点数を加算するものを除く。)の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

区分番号A	急性期一般入院料1	<u>132点</u>
100に掲げる一般病棟入院基本料	急性期一般入院料1(月平均夜勤時間超過減算)	<u>112点</u>
	急性期一般入院料1(夜勤時間特別入院基本料)	<u>92点</u>
	急性期一般入院料2	<u>130点</u>
	急性期一般入院料2(月平均夜勤時間超過減算)	<u>110点</u>
	急性期一般入院料2(夜勤時間特別入院基本料)	<u>91点</u>
	急性期一般入院料3	<u>124点</u>
	急性期一般入院料3(月平均夜勤時間超過減算)	<u>105点</u>

) の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

区分番号A	7対1入院基本料	<u>127点</u>
105に掲げる専門病院入院基本料	10対1入院基本料	<u>107点</u>
	13対1入院基本料	<u>90点</u>

9 1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の二の(6)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の二の(7)に規定する患者に該当する者(6の表に掲げる点数を加算するものを除く。)の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

区分番号A	急性期一般入院料1	<u>127点</u>
100に掲げる一般病棟入院基本料	急性期一般入院料1(月平均夜勤時間超過減算)	<u>108点</u>
	急性期一般入院料1(夜勤時間特別入院基本料)	<u>89点</u>
	急性期一般入院料2	<u>125点</u>
	急性期一般入院料2(月平均夜勤時間超過減算)	<u>106点</u>
	急性期一般入院料2(夜勤時間特別入院基本料)	<u>87点</u>
	急性期一般入院料3	<u>119点</u>
	急性期一般入院料3(月平均夜勤時間超過減算)	<u>101点</u>

急性期一般入院料 3 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>87点</u>
急性期一般入院料 4	<u>115点</u>
急性期一般入院料 4 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>98点</u>
急性期一般入院料 4 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>81点</u>
急性期一般入院料 5	<u>114点</u>
急性期一般入院料 5 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>97点</u>
急性期一般入院料 5 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>80点</u>
急性期一般入院料 6	<u>113点</u>
急性期一般入院料 6 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>96点</u>
急性期一般入院料 6 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>79点</u>
急性期一般入院料 7	<u>111点</u>
急性期一般入院料 7 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>94点</u>
急性期一般入院料 7 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>77点</u>
地域一般入院料 1	<u>93点</u>
地域一般入院料 1 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>79点</u>
地域一般入院料 1 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>65点</u>
地域一般入院料 2	<u>92点</u>
地域一般入院料 2 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>78点</u>
地域一般入院料 2 (夜勤時間特別入院基本料)	

急性期一般入院料 3 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>83点</u>
急性期一般入院料 4	<u>111点</u>
急性期一般入院料 4 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>94点</u>
急性期一般入院料 4 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>78点</u>
急性期一般入院料 5	<u>110点</u>
急性期一般入院料 5 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>94点</u>
急性期一般入院料 5 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>77点</u>
急性期一般入院料 6	<u>109点</u>
急性期一般入院料 6 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>92点</u>
急性期一般入院料 6 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>76点</u>
急性期一般入院料 7	<u>107点</u>
急性期一般入院料 7 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>91点</u>
急性期一般入院料 7 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>75点</u>
地域一般入院料 1	<u>90点</u>
地域一般入院料 1 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>77点</u>
地域一般入院料 1 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>63点</u>
地域一般入院料 2	<u>90点</u>
地域一般入院料 2 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>76点</u>
地域一般入院料 2 (夜勤時間特別入院基本料)	

)	65点
地域一般入院料 3	79点
地域一般入院料 3 (月平均夜勤時間超過減算)	67点
)	67点
地域一般入院料 3 (夜勤時間特別入院基本料)	55点
)	55点
特別入院基本料	49点

10 1の規定にかかわらず、4に規定する病院であって、入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の五の(7)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の五の(8)に規定する日(4の表に掲げる点数を加算する日を除く。)の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

区分番号 A	7対1入院基本料	137点
104に掲げる特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)	10対1入院基本料	115点

11 1の規定にかかわらず、5に規定する病院であって、入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の六の(7)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の六の(8)に規定する日(5の表に掲げる点数を加算する日を除く。)の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす

)	63点
地域一般入院料 3	77点
地域一般入院料 3 (月平均夜勤時間超過減算)	65点
)	65点
地域一般入院料 3 (夜勤時間特別入院基本料)	54点
)	54点
特別入院基本料	47点

10 1の規定にかかわらず、4に規定する病院であって、入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の五の(7)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の五の(8)に規定する日(4の表に掲げる点数を加算する日を除く。)の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

区分番号 A	7対1入院基本料	128点
104に掲げる特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)	10対1入院基本料	107点

11 1の規定にかかわらず、5に規定する病院であって、入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の六の(7)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の六の(8)に規定する日(5の表に掲げる点数を加算する日を除く。)の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす

患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

区分番号A	7対1入院基本料	<u>133点</u>
105に掲げる専門病院入院基本料	10対1入院基本料	<u>112点</u>
	13対1入院基本料	<u>94点</u>

12 1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の二の(8)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の二の(9)に規定する日（6の表に掲げる点数を加算する日を除く。）の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

区分番号A	急性期一般入院料1	<u>132点</u>
100に掲げる一般病棟入院基本料	急性期一般入院料1（月平均夜勤時間超過減算）	<u>112点</u>
	急性期一般入院料1（夜勤時間特別入院基本料）	<u>92点</u>
	急性期一般入院料2	<u>130点</u>
	急性期一般入院料2（月平均夜勤時間超過減算）	<u>110点</u>
	急性期一般入院料2（夜勤時間特別入院基本料）	<u>91点</u>
	急性期一般入院料3	<u>124点</u>
	急性期一般入院料3（月平均夜勤時間超過減算）	<u>105点</u>
	急性期一般入院料3（夜勤時間特別入院基本料）	<u>87点</u>

患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

区分番号A	7対1入院基本料	<u>127点</u>
105に掲げる専門病院入院基本料	10対1入院基本料	<u>107点</u>
	13対1入院基本料	<u>90点</u>

12 1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の二の(8)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の二の(9)に規定する日（6の表に掲げる点数を加算する日を除く。）の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

区分番号A	急性期一般入院料1	<u>127点</u>
100に掲げる一般病棟入院基本料	急性期一般入院料1（月平均夜勤時間超過減算）	<u>108点</u>
	急性期一般入院料1（夜勤時間特別入院基本料）	<u>89点</u>
	急性期一般入院料2	<u>125点</u>
	急性期一般入院料2（月平均夜勤時間超過減算）	<u>106点</u>
	急性期一般入院料2（夜勤時間特別入院基本料）	<u>87点</u>
	急性期一般入院料3	<u>119点</u>
	急性期一般入院料3（月平均夜勤時間超過減算）	<u>101点</u>
	急性期一般入院料3（夜勤時間特別入院基本料）	<u>83点</u>

急性期一般入院料 4	<u>115点</u>
急性期一般入院料 4 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>98点</u>
急性期一般入院料 4 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>81点</u>
急性期一般入院料 5	<u>114点</u>
急性期一般入院料 5 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>97点</u>
急性期一般入院料 5 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>80点</u>
急性期一般入院料 6	<u>113点</u>
急性期一般入院料 6 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>96点</u>
急性期一般入院料 6 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>79点</u>
急性期一般入院料 7	<u>111点</u>
急性期一般入院料 7 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>94点</u>
急性期一般入院料 7 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>77点</u>
地域一般入院料 1	<u>93点</u>
地域一般入院料 1 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>79点</u>
地域一般入院料 1 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>65点</u>
地域一般入院料 2	<u>92点</u>
地域一般入院料 2 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>78点</u>
地域一般入院料 2 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>65点</u>
地域一般入院料 3	<u>79点</u>

急性期一般入院料 4	<u>111点</u>
急性期一般入院料 4 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>94点</u>
急性期一般入院料 4 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>78点</u>
急性期一般入院料 5	<u>110点</u>
急性期一般入院料 5 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>94点</u>
急性期一般入院料 5 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>77点</u>
急性期一般入院料 6	<u>109点</u>
急性期一般入院料 6 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>92点</u>
急性期一般入院料 6 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>76点</u>
急性期一般入院料 7	<u>107点</u>
急性期一般入院料 7 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>91点</u>
急性期一般入院料 7 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>75点</u>
地域一般入院料 1	<u>90点</u>
地域一般入院料 1 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>77点</u>
地域一般入院料 1 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>63点</u>
地域一般入院料 2	<u>90点</u>
地域一般入院料 2 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>76点</u>
地域一般入院料 2 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>63点</u>
地域一般入院料 3	<u>77点</u>

地域一般入院料 3 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>67点</u>
地域一般入院料 3 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>55点</u>
特別入院基本料	<u>49点</u>

13 1の規定にかかわらず、5に規定する病院であって、病棟の看護体制が施設基準を満たさなくなったものとして、基本診療料の施設基準等第五の六の(10)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の六の(11)に規定する日(5の表に掲げる点数を加算するものを除く。)の診断群分類区分の点数は、夜間看護体制特定日減算として、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、次のいずれにも該当する場合に限り、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

イ・ロ (略)

区分番号 A	7対1入院基本料	<u>83点</u>
105に掲げる専門病院入院基本料	10対1入院基本料	<u>70点</u>
	13対1入院基本料	<u>59点</u>

14 1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、病棟の看護体制が施設基準を満たさなくなったものとして、基本診療料の施設基準等第五の二の(4)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の二の(5)に規定する日(6の表に掲げる点数を加算するものを除く。)の診断群分類区分の点数は、夜間看護体制特定日減算として、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、次のいずれにも該当する場合に限り、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

地域一般入院料 3 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>65点</u>
地域一般入院料 3 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>54点</u>
特別入院基本料	<u>47点</u>

13 1の規定にかかわらず、5に規定する病院であって、病棟の看護体制が施設基準を満たさなくなったものとして、基本診療料の施設基準等第五の六の(10)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の六の(11)に規定する日(5の表に掲げる点数を加算するものを除く。)の診断群分類区分の点数は、夜間看護体制特定日減算として、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、次のいずれにも該当する場合に限り、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

イ・ロ (略)

区分番号 A	7対1入院基本料	<u>80点</u>
105に掲げる専門病院入院基本料	10対1入院基本料	<u>67点</u>
	13対1入院基本料	<u>56点</u>

14 1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、病棟の看護体制が施設基準を満たさなくなったものとして、基本診療料の施設基準等第五の二の(4)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の二の(5)に規定する日(6の表に掲げる点数を加算するものを除く。)の診断群分類区分の点数は、夜間看護体制特定日減算として、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、次のいずれにも該当する場合に限り、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

イ・ロ (略)

区分番号A	急性期一般入院料 1	83点
100に掲げる一般病棟入院基本料	急性期一般入院料 1 (月平均夜勤時間超過減算)	70点
	急性期一般入院料 1 (夜勤時間特別入院基本料)	58点
	急性期一般入院料 2	81点
	急性期一般入院料 2 (月平均夜勤時間超過減算)	69点
	急性期一般入院料 2 (夜勤時間特別入院基本料)	57点
	急性期一般入院料 3	77点
	急性期一般入院料 3 (月平均夜勤時間超過減算)	66点
	急性期一般入院料 3 (夜勤時間特別入院基本料)	54点
	急性期一般入院料 4	72点
	急性期一般入院料 4 (月平均夜勤時間超過減算)	61点
	急性期一般入院料 4 (夜勤時間特別入院基本料)	50点
	急性期一般入院料 5	71点
	急性期一般入院料 5 (月平均夜勤時間超過減算)	61点
	急性期一般入院料 5 (夜勤時間特別入院基本料)	50点
	急性期一般入院料 6	70点
	急性期一般入院料 6 (月平均夜勤時間超過減算)	60点
	急性期一般入院料 6 (夜勤時間特別入院基本料)	49点

イ・ロ (略)

区分番号A	急性期一般入院料 1	80点
100に掲げる一般病棟入院基本料	急性期一般入院料 1 (月平均夜勤時間超過減算)	68点
	急性期一般入院料 1 (夜勤時間特別入院基本料)	56点
	急性期一般入院料 2	78点
	急性期一般入院料 2 (月平均夜勤時間超過減算)	66点
	急性期一般入院料 2 (夜勤時間特別入院基本料)	55点
	急性期一般入院料 3	75点
	急性期一般入院料 3 (月平均夜勤時間超過減算)	63点
	急性期一般入院料 3 (夜勤時間特別入院基本料)	52点
	急性期一般入院料 4	69点
	急性期一般入院料 4 (月平均夜勤時間超過減算)	59点
	急性期一般入院料 4 (夜勤時間特別入院基本料)	49点
	急性期一般入院料 5	69点
	急性期一般入院料 5 (月平均夜勤時間超過減算)	59点
	急性期一般入院料 5 (夜勤時間特別入院基本料)	48点
	急性期一般入院料 6	68点
	急性期一般入院料 6 (月平均夜勤時間超過減算)	58点
	急性期一般入院料 6 (夜勤時間特別入院基本料)	47点

急性期一般入院料 7	<u>69点</u>
急性期一般入院料 7 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>59点</u>
急性期一般入院料 7 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>48点</u>
地域一般入院料 1	<u>58点</u>
地域一般入院料 1 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>49点</u>
地域一般入院料 1 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>41点</u>
地域一般入院料 2	<u>58点</u>
地域一般入院料 2 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>49点</u>
地域一般入院料 2 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>40点</u>
地域一般入院料 3	<u>49点</u>
地域一般入院料 3 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>42点</u>
地域一般入院料 3 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>35点</u>
特別入院基本料	<u>30点</u>

15~20 (略)

急性期一般入院料 7	<u>67点</u>
急性期一般入院料 7 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>57点</u>
急性期一般入院料 7 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>47点</u>
地域一般入院料 1	<u>56点</u>
地域一般入院料 1 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>48点</u>
地域一般入院料 1 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>39点</u>
地域一般入院料 2	<u>56点</u>
地域一般入院料 2 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>48点</u>
地域一般入院料 2 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>39点</u>
地域一般入院料 3	<u>48点</u>
地域一般入院料 3 (月平均夜勤時間超過減算)	<u>41点</u>
地域一般入院料 3 (夜勤時間特別入院基本料)	<u>34点</u>
特別入院基本料	<u>29点</u>

15~20 (略)